次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と 堅持に関する件を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっている。

また、地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が拡がっている。

さらに、就学援助受給者の増大にあらわれているように、社会全体として低所得者層の 拡大・固定化がすすんでおり、所得の違いが教育格差につながってきている。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格 差があってはならない。

教育予算を国全体として、確保・充実させる必要があることから、次の事項について、 早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務 制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実 のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月25日

内閣総理大臣 福田 康夫 総務 大臣 増田 寛也 財務 大臣 額賀 福志郎 文部科学大臣 渡海 紀三朗

兵庫県たつの市議会議長 松本 義彦